

議 事 録

令和6年5月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第6回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年5月7日（火） 13時22分から14時53分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜
9番 森 喜代輝	10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名：8番 廣松 久喜

4. 議題

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第38号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請
議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第42号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第45号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」 ご着席ください。

-----○-----

2 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会 長（坂本照子委員）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第6回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議 長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、9番 森委員、10番 長曾我部委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第37号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号64番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等については、議案書2ページから3ページをご覧ください。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、畑計2筆882㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、肥料撒き機、等を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間260日従事しています。水稻、野菜を作付け予定です。

議案書4ページをお願いします。

提案番号65番から提案番号68番につきましては、譲受人が同一となっておりますので一括して説明させていただきます。議案書の4ページから9ページまでをご覧ください。

各番の申請地及び譲渡人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は2ページから5ページまでをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計10筆8,238㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間280日従事しています。栗を作付け予定です。

続きまして、議案書10ページをお願いします。

提案番号 69 番、申請地及び申請人は記載の通りです。

譲受理由は贈与となっておりますが、これは以前農地所有適格法人であった譲渡人が、本市での事業停止に伴い、法人名義であった申請地を譲受人の個人名義へと移すものです。

調査書は 6 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 8 筆 9,267 m²を耕作しており、農機具はトラクター、管理機、消毒機械を所有しています。農作業に従事する者は、1 名で年間 300 日従事しています。ニラ、野菜を作付け予定です。

議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 70 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 7 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 6 筆 6,255 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有されており、コンバインを協同で利用されています。農作業に従事する者は 1 名で年間 300 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 71 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は 8 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 25 筆 21,480 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 210 日従事しています。水稻、大豆を作付け予定です。

議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 72 番、申請地及び申請人は記載のとおりですが、譲渡人が、以前本市の農地所有適格法人で現在は破産している法人の破産管財人弁護士となっております。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 9 ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計 3 筆 4,733 m²を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。スイカ、メロンを作付け予定です。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 73 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 10 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 9 筆 17,358 m²を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 300 日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 74 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 11 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 19 筆 21,036 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 300 日従事しています。スイカを作付け予定です。

議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 75 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書は 12 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 27 筆 30,725 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 180 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 76 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 13 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 25 筆 35,260 m²を耕作しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 240 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 77 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 14 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 12 筆 6,178 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、トラックを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 200 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 78 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 15 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 12 筆 13,343 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、トラックを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 79 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 16 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 6 筆 8,486 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 300 日従事しています。水稻の苗床として利用予定です。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 80 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 17 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 3 筆 7,894 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 340 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 81 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 18 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田計 9 筆 17,962 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、菊選別機を所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 360 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 23 ページから 24 ページをお願いします。

提案番号 82 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 19 ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 150 日従事しています。水稻を作付け予定です。

以上 19 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 64 番から 74 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○2 番（志方精之委員）

提案番号 64 番から 74 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

提案番号 75 番から 82 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

○5 番（平本和幸委員）

提案番号 75 番から 82 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 37 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 38 号、「農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請」と、議案書 28 ページ議案第 40 号、「農地転用事業計画変更承認申請」のうち提案番号 2 番及び議案書 33 ページ議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」のうち提案番号 29 番から 32 番は関連しておりますので、一括して議題とし、審議を行います。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 25 ページをお願いいたします。

議案第 38 号、「農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請」の提案番号 1 番から 4 番と、議案書 28 ページ議案第 40 号、「農地転用事業計画変更承認申請」の提案番号 2 番及び議案書 33 ページ議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」の提案番号 29 番から 32 番は関連しておりますので、一括して説明いたします。

これら 3 つの議案は、営農型太陽光発電施設の設置者の変更に伴うものです。

スクリーンをご覧ください。

まず、営農型太陽光発電施設とは、支柱を高くした太陽光発電パネルを農地に設置し、その下部で作物を育て、発電と耕作を同時に実施するものです。

今回の申請の下部での作物はサカキです。

転用面積は太陽光パネルを支えている支柱の面積のみで、一時転用となり、通常、太陽光発電施設への転用が許可されない農振農用地域内の農地や第 1 種農地に太陽光発電施設の設置が可能となります。

また、原則 3 年ごとの許可の更新と毎年の営農状況の報告が必要です。

議案書 28 ページ議案第 40 号、提案番号 2 番「農地転用事業計画変更承認申請」とスクリーンをご覧ください。

今回の申請は、当初、一事業者が令和 5 年 1 月に許可を受け、2 筆の農地に営農型太陽光発電施設を設置し、パネルの下にサカキを栽培しておりました。

次のページをご覧ください。変更前の土地利用計画図のように 2 筆の農地に太陽光パネルを設置する農地の上空部分だけを利用する、区分地上権を設定し事業を実施していたものが、今般、太陽光発電事業を 4 名のものに移譲することになり、変更後と書かれた図面の 4 区域に新たに権利の設定等を行う必要があり、申請がなされたものです。

議案書 25 ページにお戻りください。区分地上権設定の面積は、それぞれの面積から支柱の面積を引いたものを記載しており、設定期間はいずれも 3 年間です。

支柱の面積分につきましては、議案書 33 ページの提案番号 29 番から 32 番の賃借人 4 名のそれぞれの面積欄に記載しており、一時転用面積となります。

なお、従前に設定された区分地上権は合意解約がなされています。

次に調査書 20 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

続いて、21 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金、今回はパネルの撤去費用であり、これを自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、一時転用の事業実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上でございます。

○議長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

「東部地区担当委員」よりお願いします。

○7 番（多久正光委員）

この案件については、最初何のための申請かわからなかったため、事務局に主旨を確認のうえ東部地区担当委員全員で調査を行いました。

現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（挙手あり）

○3 番（前田幸博委員）

お尋ねします。「営農型太陽光発電施設」ということで榊（サカキ）を作付け予定、とのことですが、通常の植栽に比べて商品価値のあるものが収穫できるのでしょうか。

○事務局

これについては、前回事業所からの申請の際に研究結果等の報告もなされており、生育状況や販売収支の報告もされる予定ですが、まだ 1 年余りということもあり現在までのところ販売までには至っていない状況で、今後生育したものを商品化して販売される予定、とのこと。

○3 番（前田幸博委員）

わかりました。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

（挙手あり）

○11 番（田中春雄委員）

お尋ねします。先ほどの前田委員の質問に関連しますが、榊（サカキ）を出荷するまでにどのくらいの年数がかかるのでしょうか。

○事務局

申請時に提出された大学での研究報告資料によると、「1m内に植えても、出荷するまでには4～5年かかる」どの記載がありました。最初のうちはなかなか生育に時間がかかると思われますが、だんだんと1本の木から10～15本程度の収穫があると見込まれ、6年目から10年目では、地域や木の本数にもよりますが、年間で10アール当たり16kg程度の収量も可能になると思われます。

○11 番（田中春雄委員）

榊（サカキ）以外で作付けできるものはありますか。

○議 長

私からよろしいでしょうか。本市以外では茗荷（ミョウガ）や、ハレンといって弁当の間に挟む大きい薬物等が作付けされているようです。

○11 番（田中春雄委員）

わかりました。

○7 番（多久正光委員）

私が担当している地域のある地区では「営農型」で榊（サカキ）を作付けされている農家が組合組織を作って生産されており、需要も多いと聞いています。この事例のようにうまくいけば、このような選択枝もあっていいのかな、と思っております。

○議 長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

（質疑なし）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第38号、「農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請」と、議案書28ページ議案第40号、「農地転用事業計画変更承認申請」のうち提案番号2番及び議案書33ページ議案第41号、「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」のうち提案番号29番から32番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、「農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請」と、議案書28ページ議案第40号、「農地転用事業計画変更承認申請」のうち提案番号2番及び議案書33ページ議案第41号、「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」のうち提案番号29番から32番については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第39号、「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の27ページをお願いします。

議案第39号、「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑1筆49㎡を宅地に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真、土地利用計画図です。

ごらんの通り隣接する宅地内の建物裏手に農地があることが最近判明し、農地としての利用が難しいことから宅地に転用するものです。

また、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

なお、宅地と農地の合計は361㎡となります。

次に調査書22ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3種農地です。

続いて、23ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、1件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号7番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○9番（森喜代輝委員）

提案番号7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 39 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 39 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」のうち、提案番号 26 番から 28 番までと、提案番号 33 番から 36 番までを議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 30 ページをお願いします。

議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 26 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 2 筆計 988 m²を取得し、申請人が営む土木及び建設業の資材置場として利用する案件です。

隣接する事業所の敷地が狭く、資材置場が不足していたため、令和 6 年 1 月に隣接地に転用許可を得、事業を行っていたところ、事業規模拡大により建材資材等の保管場所が必要となったことから、今回、追加して資材置場に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。

次に、土地利用計画図をご覧ください。農地は県道沿いにあり、申請地の北側にすでに取得した転用箇所があり、里道を挟んで今回の申請地があります。2 筆の間には里道があり、現在建設課に払い下げの申請を行っているところです。

なお、2 筆にはそれぞれ碎石類と、土砂の仮置きを行う計画です。

次に調査書 24 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、25 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 31 ページをお願いします。

提案番号 27 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は、造船業及び不動産業を営む法人で、申請地の田 2 筆計 2,117 m²を取得し共同住宅とする案件で、22 世帯分 3 棟を建築するものです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。

次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地は国道沿いにあり北側に2棟、南側に1棟建築し、中間部を駐車場とする計画です。

次に調査書26ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3種農地です。

続いて、27ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金及び融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書の32ページをお願いします。

提案番号28番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は電気通信事業、太陽光・風力・水力等自然エネルギーを利用の発電機器製造販売を営む法人で、申請地の田2筆計847㎡を賃借し太陽光発電施設とする案件で、発電した電力は他の発電所の電力とあわせ、国内各地にある自社工場等の消費電力量として取り扱われるということです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。

次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地は県道沿いにありソーラパネル214枚を設置する計画です。

次に調査書28ページの立地基準をご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり方が10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、29ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書の35ページをお願いします。

提案番号33番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑405㎡を取得し木造平屋建て個人住宅1棟を建設する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。

次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地は里道沿いにあり東側の県道との間には宅地があります。

次に調査書30ページの立地基準をご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり方が10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、31ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる

権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。
次に、議案書 36 ページをお願いします。

提案番号 34 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
申請人は個人で、申請地の畑 405 m²を取得し木造平屋建て個人住宅 1 棟を建設する案件です。
スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。
次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地は市道沿いにあります。

次に調査書 32 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり方が 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、33 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。
次に、議案 37 ページをお願いします。

提案番号 35 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は住宅設備機器の販売修理や農業用資機材の販売、管・電気工事業を営む法人で、申請地の田 1 筆 156 m²について法人を運営する代表者から使用貸借権を設定し、事業所の資材置場とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。

次に土地利用計画図をご覧ください。ご覧いただいているとおり事業所に隣接する場所に農地があり、道路の排水路工事の際に工事の残土を置かせたことで、現在の形状となったものです。

また、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に調査書 34 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり方が 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、35 ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。
次に、議案書 38 ページをお願いします。

提案番号 36 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 186 m²と宅地 176 m²と合わせ 358 m²に使用貸借権を設定し、木

造平屋建て個人住宅1棟を建設する案件です。

家族の成長に伴い、現在の住居が手狭になったため転用するものです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書36ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、37ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金及び融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、隣接する農地がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、7件です。

○議長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号26番について「北部地区担当委員」よりお願いします。

○11番（田中春雄委員）

提案番号26番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

提案番号27番から28番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○6番（島田博道委員）

提案番号27番から28番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

提案番号33番から36番について「東部地区担当委員」よりお願いします。

○13番（隈部誠一委員）

提案番号33番から36番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（質疑なし）

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」のうち、提案番号 26 番から 28 番までと、提案番号 33 番から 36 番までについて、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 41 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」のうち、提案番号 26 番から 28 番までと、提案番号 33 番から 36 番までについては、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 42 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 39 ページをご覧ください。

議案第 42 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」でございます。今回の案件は、公社の買い入れ案件が 1 件と売渡案件が 1 件でございます。

提案番号 8 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。
なお、公社買い入れの案件ですので、調査書は省略しております
議案書の 41 ページをお願いします。

提案番号 9 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

WCS、飼料作物を作付け予定です。

別紙 1 調査書 38 ページをお願いします。

譲受人は農地所有適格法人で、耕作面積 28,260 m²を耕作されています。

WCS、飼料作物を耕作し、トラクター等を所有しています。

4 月 19 日に売買会議を開催し、契約内容の確認を行っており、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 42 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 42 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 43 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 42 ページをお願いします。

議案第 43 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 27 件、その面積は 50,338 m²です。

提案番号 119 番から議案書 43 ページの提案番号 127 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、麦、キクイモを作付け予定です。

別紙 1 調査書 39 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 151,691 m²の農地に、水稻、麦、キクイモを耕作されております。

議案書 43 ページをお願いします。

提案番号 128 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、甘藷を作付け予定です。

別紙 1 調査書 40 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 70,242 m²の農地に、水稻、WCS、甘藷を耕作されております。

議案書 43 ページ、提案番号 129 番から議案書 44 ページの提案番号 132 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、大豆、麦、水稻等を作付け予定です。

別紙 1 調査書、41 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 30,914 m²の農地に、大豆、麦、水稻等を耕作されております。

議案書 44 ページをお願いします。

提案番号 133 番から 134 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS、米粉用米等を作付け予定です。

別紙 1 調査書、42 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 498,518 m²の農地に、水稻、WCS、米粉用米等を耕作されております。

議案書 45 ページをお願いします。

提案番号 135 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、大豆、麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、43 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 22,455 m²の農地に、水稻、大豆、麦を耕作されております。

提案番号 136 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙1 調査書、44 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 48,712 m²の農地に、水稻、WCS、メロン等を耕作されております。

提案番号 137 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、45 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 10,986 m²の農地に、水稻、WCS を耕作されております。

提案番号 138 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、46 ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積 25,164 m²の農地に、水稻、野菜を耕作されております。

提案番号 139 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、ニンニク、キャベツを作付け予定です。

別紙1 調査書、47 ページをお願いします。借受人は一般法人で、新規です。

議案書 45 ページから 46 ページ、提案番号 140 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、そば、麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、48 ページをお願いします。借受人は農地所有適格法人で、耕作面積 275,545 m²の農地に、水稻、そば、麦を耕作されております。

本日提案しております、提案番号 119 番から 140 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 43 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、議案第43号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

議事に入ります前に、本議案中今回申請の提案番号87番については、申請人が議席番号8番の廣松委員本人の案件でございますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受けるため、廣松委員は提案番号87番の議事への参加をご遠慮願います。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議事に入ります前に、資料の訂正をお願いします。

議案書48ページをお願いします。

提案番号92番の耕作面積が「292㎡」ではなく「841㎡」でございますので、訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、議案書47ページをお願いします。

議案第44号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」です。

今回の利用権設定は、新規設定が4件、再設定が4件で、その面積は、8,365㎡です。

提案番号87番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1調査書、49ページをお願いします。借受人は認定農家で、耕作面積13,247㎡の農地に、水稻、トマトを耕作されております。

提案番号88番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙1調査書、50ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積33,736㎡の農地に、栗、アスパラガス、茶を耕作されております。

提案番号89番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、明日葉を作付け予定です。

別紙1調査書、51ページをお願いします。借受人は一般法人で、耕作面積12,596㎡の農地に、明日葉を耕作されています。

議案書48ページをお開き下さい。

提案番号90番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、飼料作物を作付け予定です。

別紙1調査書、52ページをお願いします。借受人は認定農家で、耕作面積2,594㎡の農地に、飼料作物を耕作されております。

提案番号91番、92番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は水稻を作付け予定です。

別紙1調査書、53ページをお願いします。借受人は意欲ある農家で、耕作面積841㎡の農地に、水稻を耕作されております。

提案番号87番から提案番号92番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○3番(前田幸博委員)

お尋ねします。賃借料額についてはそれぞれ金額に差があるようですが、提案番号89番の案件については、1筆当たり年間でこの金額、ということでしょうか。

○事務局

はい。

○3番(前田幸博委員)

わかりました。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

まず、議案第44号、提案番号87番の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(8番廣松委員以外全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第44号、提案番号87番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号、提案番号88番から提案番号92番の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第44号、提案番号88番から提案番号92番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 45 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 49 ページをお願いします。

議案第 45 号、「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」でございます。

提案番号 41 番から 53 番の土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。まず、41 番は東部工業団地の北西に位置し、前回、非農地判断をしていた箇所に隣接しております。

現地の状況につきましては、ご覧の通りです。

次に 42 番から 52 番につきましては、道の駅小栗郷の東側に位置しており、所有者は個人と、山鹿市となっております。この 42 番から 52 番までは、所有者以外の団体が国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を申請し、再生活動を行い、竹林整備をされるということでした。この交付金は地目が農地のままでは申請することができないため、非農地化により山林等に地目変更を行う必要があるとのことです。

次に 53 番は城北体育館の南西に位置し、孟宗竹や雑木等が繁茂している状態です。所有者が県外在住で管理ができないということで申し出があったものです。農振・農用地ではありますが、農業振興課と協議したところ、非農地化したのち次回の農振見直し時に除外していく、とのことでした。

いずれも管理されていない孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地です。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○7 番 (多久正光委員)

先ほどの説明中にありました、竹林整備を行うための再生補助事業のことについて詳しく教えていただきたいのですが。

○事務局

参考資料としてスクリーンでご説明いたします。ご覧ください。

この「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」については要件がございまして、申請者が 3 名以上の構成員を擁する団体であること、対象地が「森林経営計画」が策定されていない 0.1ha 以上の森林であること、となっております。なお、今回の申請については、熊本県森林組合連合会が事務局となり、受付を行っております。

事業活動については様々なメニューがありますが、どちらもだいたい 3 年という期間の中で再生活動を行っていくこととなります。

今回の申請については、この中の「地域環境保全タイプ」に該当し、「里山林の景観を維持・保全するための活動」として荒れた竹林を再生させる整備活動をする計画となっております。

申請方法、交付金単価等についてはご覧のとおりでございますが、国の補助金交付となりますと、申請の際には必ず県及び熊本県森林組合連合会が間に入って、それが市町村にも報告され、市も交付金の一部を担う、という流れになっております。

○7 番 (多久正光委員)

わかりました。

○議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 45 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 45 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 5 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明願います。

○事務局

議案書の 50 ページをお開き下さい。

報告第 5 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について報告いたします。

令和 6 年 3 月に届出がありました件数は 24 件、筆数の合計は 177 筆、面積の合計は 186,495 ㎡でございます。詳細につきましては、51 ページから 53 ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質問なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第5号は終わります。
以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもちまして令和6年第6回総会を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

9 番 農業委員

森 喜代輝

10 番 農業委員

長曾我部 徹